

## 令和8年第1回東北町議会定例会会議録

令和8年3月11日（水曜日）午前10時00分開議

### ○議事日程（第2号）

#### 日程第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

#### 日程第1 一般質問

---

#### ◎一般質問

○議長（田嶋 悟君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は2名であります。

通告順に発言を許します。

10番、市川俊光議員は、一問一答方式による一般質問です。市川俊光議員の発言を許します。

〔10番 市川俊光君登壇〕

○10番（市川俊光君） おはようございます。ご準備はよろしいでしょうか。よろしければ、早速質問に入らせていただきます。

最初の質問は、三沢飛行場の騒音コンターの見直しについてであります。米軍三沢基地は、三沢市と我が東北町にまたがって立地しており、我が町の住民は日常的に三沢飛行場を離着陸する戦闘機の騒音に悩まされています。防衛省は、騒音の度合いによって、第一種、第二種、第三種の区域を設定し、住宅防音などの対策を行ってきていると承知しています。

現在の三沢飛行場周辺で実施されている騒音対策は、1999年に行われた区域の指定によるものですが、このたび新たな調査が行われ、昨年12月に新たな騒音対策区域を設定するための騒音コンターが発表されました。この新しく示された騒音コンターについて、3点お尋ねします。

1点目、新たに示された騒音コンターに基づいて、これまでの第一種、第二種、第三種の区域の線引きが見直され、新たに対象区域が指定されると聞いて

います。町は、このたび公表された騒音コンターに基づく騒音対策の見直しで、我が町における騒音被害の状況は改善されるとお考えでしょうか。防衛省が進めている騒音対策区域の見直しの内容について、町としての受け止めをお聞かせください。

2点目、公表された新しい騒音コンターでは、住宅防音工事の対象である第一種区域が大きく縮小しています。これまで防音工事の対象となっていた世帯でも、今度は対象から外れる世帯が出る見直しになります。住民からは、新たなコンターの線引きは納得し難いという不満の声が聞かれます。町は、このような状況に対してどう対応するのか、お考えをお聞かせください。

3点目、新しい騒音コンターでは、住宅移転の対象となる第二種区域の範囲が広がり、三沢飛行場に近い向山地区、小川原地区の一部が新たに含まれる見直しです。それぞれのコミュニティーの中に移転対象となる区域とそうならない区域ができれば、これまでのコミュニティーの在り方が変わり、コミュニティーの破壊や人口流出にも結びつきかねない事態が予想されます。この新たな課題、町としてどのように対応するのか、お考えをお聞かせください。

次に、蛍光灯の製造終了に伴う問題についてお尋ねをいたします。蛍光灯は、家庭でも職場でも、室内を明るく照らす定番の照明器具として広く使用されてきました。しかし、その製造も、輸出入も2027年で完全に終了すると聞いています。蛍光灯の製造終了に伴う問題について、2点お尋ねします。

1点目、町が所有する建物について、2011年の東日本大震災での原発事故を機に、省エネ化の観点からLED化に取り組んできていると承知しています。しかし、まだLED化されず、蛍光灯の照明設備も少なからず残されているようです。蛍光灯の製造終了という状況を踏まえ、町の施設の照明器具の更新を進める必要があると考えますが、町はどのように取り組むのか、お考えをお聞きかせください。

2点目、町の施設でありながら、各種団体に管理を委託している集会所などの施設について、利用者に不便が生じないよう照明器具の更新を進める必要があると考えます。町として速やかに集会施設等の照明器具の更新を進める考えがあるのか、お考えをお聞かせください。

以上、質問といたします。よろしくお願いたします。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

〔町長 長久保耕治君登壇〕

○町長（長久保耕治君） 皆さん、改めましておはようございます。それでは、10番、市川俊光議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告のありました質問事項1の三沢飛行場の騒音コンターの見直しについてお答えをいたします。質問要旨の1点目、三沢飛行場の騒音コンターが公表され、騒音対策の区域等が見直される。町は、騒音被害の状況が改善されると受け止めるか、見直しの内容について町として受け止めを問うについてであります。今回の三沢飛行場周辺の騒音区域等を見直しにつきましては、平成11年3月30日に第一種区域等が指定されて以降、約26年ぶりの見直しであります。国は、三沢飛行場における航空自衛隊F35Aの機種更新や外来機の飛来等により騒音の状況が変化していることを理由に、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すため、令和5年度から6年度に行った騒音度調査に基づき、令和7年12月16日に騒音コンターを公表したところであります。

また、先般公表された騒音コンターを基に、令和7年度中に騒音区域が告示されると伺っており、今回の見直しについては現在の騒音区域を一旦全て解除し、新たな騒音区域を設定するという指定再告示方式により、新たな第一種区域内に新たな告示の適用日までに建てられている住宅全てが防音工事等の対象であることと、防音工事の内容も、世帯人員による居室の防音工事から住宅の家屋全体を対象とする防音工事へ変更となることが公表されているところでもあります。

そこで、議員ご質問の、町は騒音被害の状況が改善されると受け止めるか、見直しの内容について町として受け止めを問うにつきましては、昼夜問わず航空機騒音に大変苦慮されている町民には、本来であれば騒音もなく、航空機事故等の心配もない安全で安心して暮らせる環境が最善と考えておりますが、しかしながら東北町は戦前から現在に至るまで、三沢飛行場に近接しているという地理的要因、あるいは国防、国策により、航空機騒音または航空機事故等と向き合いながら歩んできた歴史があります。

町は、これまでも議会とともに、町民が安心して安全な生活環境が維持できるよう、防音工事対象範囲の拡大や生活環境の改善等を毎年要望してきておりま

すが、今回公表された騒音コンターを基準とした第一種区域等の設定を想定した場合、第一種区域は減少し、第二種区域が拡大している状況は、改善とは程遠いものであると考えております。

また、今回の騒音区域の設定等につきましては、町としても全力で、限られた時間の中で、抗議も含めできる限りの要請、要望を東北防衛局に伝えているところではありますが、国防、国策として実施しているという観点から、全てが受け入れてもらえない現実もあることをご理解賜りたいと存じます。

次に、質問要旨の2点目、住宅防音工事の対象である第一種区域が縮小し、対象から外れる世帯が生じる見通しであるが、納得し難いという声を聞く。町としてどのように対応するのかについてであります。東北防衛局が公表している内容では、現行の三沢飛行場周辺の第一種区域と、L d e n 62デシベルコンターの対象面積を比較すると、約9,780ヘクタールから5,950ヘクタールへ約3,830ヘクタール減少を見込んでおり、対象世帯についても、約1万1,000世帯から約8,300世帯へ約2,700世帯減少する見込みであります。そのため、納得し難いというご意見には私も同じ気持ちで、大いに不満を抱いているところであり、昼夜を問わず航空機騒音に苦慮されている町民にとっては、せめて住宅の中にいるときだけでも騒音から解放されたいと思うのは当然のことです。

また、その騒音の根源が国防、国策により設置されている三沢基地並びに三沢飛行場であるならば、飛行場が存在することによって地域住民が不利益を被るとか、不公平感があってはならないことであるため、国民の権利、国民の声を無視しているというご意見があるのも、これは当然のことと考えております。町では、このような町民の声を基に、多くの町民が納得できるような政策となるよう、今後とも実際の現状を踏まえて、議会とともに根気強く国に要望し続けてまいりたいと考えているところであります。

一方で、今回の騒音区域見直しに際し、第一種区域から外れる世帯等につきましては、告示日から約1年半の経過措置期間が設けられる見通しであり、現在補助対象となっている住宅においては、その期間内に希望届を提出すれば、現行制度での防音工事が可能となっていることから、東北町広報や東北町テレビ、東北町ホームページ、防災メール及び地域説明会等、可能な限り丁寧に町民へ周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じ

ます。

次に、質問要旨の3点目、移転対象となる第二種区域の範囲に三沢飛行場に近い2つの集落の一部が含まれたが、コミュニティーの破壊や人口流出に結びつきかねない事態が予想される。町としてどのように対応するのかについてありますが、東北防衛局の公表では、新たな第二種区域の根拠となるL d e n 73デシベルコンターの区域面積は現行の第二種区域の面積と比べて縮小しているものの、当町内においては西側方向へ区域が拡大しているとのことであります。それは、当町において航空機騒音の影響が増加したものと考えており、議員ご指摘のとおり、町として一番懸念している地域及び地区コミュニティーの分断をはじめ、様々な行政活動の停滞または人口流出へ波及することであり、本来であるならば、騒音区域の設定については、地域住民と時間をかけて、住民の生活を第一に考慮されるべきものでなければならぬと思っております。しかしながら、国は騒音度調査により作成した騒音コンターを基に区域を設定することとしており、今回の見直しにより向山地区、小川原地区が第二種区域に入る可能性が非常に高くなっておりますが、町としても地域コミュニティーが損なわれることがないような区域設定となるよう、全力で国に要請しているところであります。

また、第二種区域については、移転措置事業の対象区域ではあるものの、必ず移転を求められるものではなく、防音工事等を実施して、そのまま住み続けることも可能なものであります。そのため、新たな区域が告示されてから約1年半後から移転措置の事業が始まることから、その期間を利用し、地域コミュニティーへの対応を実施していくとともに、東北防衛局と連携しつつ、町民に対し、適切な周知、または個々の相談窓口等を開設するなどの対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問事項2の蛍光灯の製造終了に伴う問題についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、蛍光灯は2027年までで製造も輸出入も全面的に禁止されると聞いている。町の施設の対象となる照明器具の更新が必要であると考えますが、どう対応するのかについてありますが、蛍光灯の製造及び輸出入が2027年末までで禁止されることにつきましては、水銀に関する水俣条約に基づく水銀規制強化によるものであり、一般照明用蛍光灯は段階的に製造、輸

出入が禁止されることと承知しております。

町としてもこのことを踏まえ、町有施設に設置されている蛍光灯照明の状況把握として、今年度、各施設のLED化の状況と今後の計画を調査しております。町有施設の状況としては、平成26年頃以降に建設、改修された施設はLED化されておりますが、ほとんどの施設が未改修となっております。また、町民への周知といたしまして、広報とうほく令和8年1月号に、計画的なLED照明への切替えのお願いについて掲載したところであります。

今後の対応としては、東北町公共施設等総合管理計画及び東北町地球温暖化計画に基づき、省エネルギー性能に優れ、長寿命で維持管理費の削減が見込まれるLED照明への計画的な更新を基本とし、施設の利用頻度や老朽化の状況を踏まえながら、優先順位を整理した上で、財政状況を考慮しながら、LED化による電気料金の削減効果と長期的視点に立ったコスト比較を行い、計画的かつ効率的な更新を進めてまいりたいと考えております。また、更新に当たっては、国、県の補助制度や有利な地方債を活用し、財政負担の軽減に努めながら進めてまいりたいと考えております。

質問要旨の2点目は、教育委員会に関する質問でございますので、教育長からの答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（田嶋 悟君） 教育長。

〔教育長 長尾誠治君登壇〕

○教育長（長尾誠治君） 10番、市川議員のご質問にお答えします。

質問要旨2の管理を委託している集会施設などについて、利用者が困らないように速やかに照明機器の更新を行う考えはあるかについてであります。町内の集会施設につきましては、町内会等に管理をお願いしている施設があり、現在21施設が該当しております。これらの施設においても、照明は地域住民の活動に欠かせない設備であることから、蛍光灯の製造終了に伴い、将来的に利用に支障が生じることのないよう配慮していく必要があるものと認識しております。

一方で、集会施設の規模や照明器具の形状、設置環境、足場設置の要否などにより、更新に要する経費には差があり、現時点での試算では1施設当たりお

おむね150万円から500万円程度、全体では約5,500万円規模となる見込みであります。このため、全施設を一律かつ短期間で更新することについては、施設ごとの状況や利用実態、経年劣化の程度、安全性などを踏まえ、優先度を整理した上で、財政状況を見据えながら、単年度に工事が集中しないよう段階的に対応していく必要があると考えております。

あわせて、利用者の皆様には過度なご不便をおかけすることのないよう、必要な情報の共有にも配慮してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 答弁ありがとうございます。コンターの問題で、おおむね私の認識と町の考え方と共有する内容が多いなと感じました。この間、議会の全員協議会等での説明、それから第二種の対象となる町内会での説明等を行ってきたということですから、そしてまたこの先、議会に対して防衛省も交えての説明が再び行われるということも、質問通告以降に計画されたということもお聞きしました。そういうことも踏まえながら、今この問題で私が感じていることをお尋ねしていきたいというふうに思います。

まず、町長のほうから、今回の見直しは状況の改善とは程遠いものであるというふうに考えるという認識、これは私もそのとおりでというふうに思います。私たち東北町の住民は、常に三沢基地の戦闘機の騒音と向き合って暮らしております。騒音のみならず、いろんな事態に向き合って暮らしているわけです。防衛省が行う住民目線の施策がどういうものが行われるのかというのは、絶えず関心を持って見ているということになります。

そういう目で見れば、今回のコンターの線引きというのは、非常にながかり、残念という内容ではないのかなというふうに思います。この間受けた説明でも、どうにもそれを受け入れることができない思いがしております。これからの説明の中で解消されていくものがあるのかなのか分かりませんが、感じていることの一つは、線引きがこういうふうになったということの公表はあるのだけれども、それがどういう根拠なのか、防衛省側は科学的に設定したというお話をしているようだけれども、その科学的の中身が全く分からない。どういう地点で騒音測定をやって、どういう数値が出て、こういう線引きになっているの

かというのが分からない。線引きだけ示されても、本当にそうなのかという思いなのが町民の偽らざる受け止めではないのかなというふうに思います。

今後説明の中で、そういう具体的な、こういう調査でこういう結果が出たので、こういう線引きになりましたというような説明がされる見通しがあると考えているのかどうなのか、その辺をまずお尋ねしたいと思います。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

最初の答弁にもあるように、住民説明会等、東北防衛局の方々と、いろいろとそういう地域にお伺いする予定です。ただ、そういった部分に関して、住民のいろいろなお話を聞く以前に、当然今市川議員がお話しされたことというのは、これは皆さんがすごく思っていることであると思います。そういったことに対する対応については、ちょっと担当課長から説明をさせます。

○議長（田嶋 悟君） 建設課長。

○建設課長（阿部雅彦君） お答えをいたします。

一応コンターが公表される以前から、コンターが公表されて、根拠となる騒音度調査の位置と数値について、町側からも再三にわたり場所と騒音のデータを求めたのは事実でございます。ただ、それについて防衛省のほうからは、定置している、常時音を測っているところは13か所ぐらいあるのですが、それ以外の令和5年度、6年度に独自でやった騒音度調査の場所と騒音の結果についてはちょっと公表されておりません。したがって、これから、町側とすれば最初から求めてはいたのですけれども、公表されることはないと考えてございます。ただ、いろんな、沢地とか、そういうところで住民の方が騒音を測っているのを目撃して、役場のほうに教えてくれる事案もありますが、いろんな方面で全然関係ないところで測っているよとか、そういうふうな声もいただきますので、きめ細やかに測ったものだとは思ってございますが、それを再三伝えても公表されないということで認識しておりますので、ご理解お願いいたします。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） この間の経緯はよく分かりました。分かりましたが、納得を得られるような説明になるにはどうしても必要な事項だと思っておりますので、これ防衛省がやっているかといって、防衛上の秘密でも何でもないことだと思

うので、行政の透明化という観点で公表していただくように、これからも求めていただきたいというふうに思います。

そういう状況を踏まえてコンターが、それは公表されていないけれども、ある程度根拠があって今回の線引きがされた。これは、騒音の度合いがこうだよという線引きだと思うのです。ただ、これから実際に第二種の対応、第一種の対応とやっていく場合は、行政の政治としてやっていくわけですよ。ただその線引きがあるからそれになぞればいいということではなくて、それは住民の暮らしがよくなるということを狙いとしてやる政策ということになるのだと思います。

そういう観点から言うと、住宅、これまだはっきりとどの住宅がどうなるというのは公表されていないのですけれども、この間の説明を聞く限りで言うと、大体それに沿った内容になるだろうということを知っています。そうすると、隣り合っていて、随分対応が違っていると、住宅防音ができるどころと、これまでできていたところができなくなるようなところも出てくると。それから、隣のうちは移転の対象になるけれども、そうでないところも出てくると。これは、こういうことも、次のほうの質問にも関わってきますけれども、行政として住民福祉に資する内容で十分練り上げられた対応なのかということが問われるのだというふうに思います。

この間の説明では、科学的に線引きしたという。科学的に線引きするのはそうなのでしょうけれども、それを基にして政治がやるのは住民の暮らしがよくなる方向での政策を実施するということが基本になるわけですから、そういう観点での内容になっているというふうに町としては受け止めるのかどうなのかというのをお尋ねしたいし、もう一つは、これ政策的には国と住民との、そういう中身になるのですが、ただ町にとっても、国の政策によって、町がこれまで人口を減らさないようにというふうにして、人口を増やそうという政策を行ってきた、住民サービスが向上していくようにというふうにしてやってきているということと相反することを国の側がやろうとしていることになってしまわないのかと。町にも大きな関わりがあることなのだというふうに受け止めて、私はさっきの答弁を聞いて、大分その方向で頑張っているなと思うのですけれども、改めて町としての対応が必要な問題だというふうに受

け止めているということをもう一回確認したいというふうに思います。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

今市川議員がいろいろとおっしゃっていただいて、私も共感する部分が、先ほどの答弁でもそうなのですけれども、多くて、本当に市川議員のそういう思いも心強いなと思っているところでもあります。当議会には、そういう意味で基地対策特別委員会というものがあまして、今までも行政とともに様々な要望活動を進めてまいってきているところです。

今回のコンター線に関して、議員がおっしゃるように、これは科学的根拠に基づいてのことだと。これから年度末にかけて住民説明会を行っていく予定もございします。当然政治は、そこの部分で、今度は住民の意見も踏まえた中で、どういうふうに練り上げていくかということは考えていかななくてはならないものであると私も思っております。当然引かれた科学的な根拠に基づいたコンター線について、できるだけ住民の現在の現況をしっかりと伝えながら、そういったことを理解してもらいながら、広げてもらうというふうな形も取りながら、一方でそこには限界があるということも承知をしている。その中で、政治的にどういう働きかけをしていくか、また住民がどういうふうに感じているかということ、しっかりと何らかの形で進めていかななくてはならないと思っております。なかなか困難なこともあるかと思っておりますけれども、町でできる範囲というのは、町のみでできる範囲は限られておりますけれども、ただしやはり国に訴え続けていくということが町としてまずは大事なことになると思っております。これが本当に納得して、ある種のアクションが起こっているということではないということが1つ。

また、今回の飛行機のいろいろな再編とかに関して、今後もまだまだ機数が増えていくという、そういった情報もあります。当然今まで二十数年にわたり見直しがされていなかったということ、これこそ少し疑問に思う部分であります。ですので、こういったものは一時的な結果として今出されておりますが、今後はそういった再編に関してはその都度、折に触れてしっかりと騒音度調査もしていきながら、その現況を踏まえたこともしっかりとやってくれというお願いも同時にしてまいりたいと思っております。そういう意味では、議員からも、

これからもしっかりと協力していただければと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 町としての役割、非常に重要になると思いますので、よろしく願いいたします。

そして、第一種区域が減らされるという問題ですけれども、先ほど町長も触れました米軍の展開というのは、様々行われているということです。我々、米軍のほう、防衛事務所を通じていろいろ要望を出しますが、決まって言う言葉に、米軍の運用については国として口出しができないということを言います。つまりいつ、どのように米軍が戦闘機を展開するかというのが予測つかないということなのです。だから、今回線引きはしたけれども、今後、今年あるいは来年、どういう戦闘機が三沢基地に来て、どういう騒音の被害をもたらすかというのは全く予測がつかないということを言っているわけです。

そうした中で、調査内容ははっきり言いませんけれども、調査したからこうなのだとということでは、とてもこれからの生活を守るということに不確定な要素が大き過ぎる。やっぱり一旦引いた線を縮小するというのであれば、その新たに引いた線の範囲でしか活動しませんというぐらいの保証がなければ、これを受け入れることはできないと思うのです。だから、そうでないのだから、どんなことがあっても大丈夫なぐらいの線引きにしろということが必要ではないのかなと私は思います。私はそう思うのですが、認識をお聞かせください。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

正直申し上げて私もそう思います。ですので、やはり科学的な根拠もそうですけれども、基地対策特別委員会とともに、議員の皆さんも住民の皆さんから、市川議員をはじめとして、いろんな声を伺っていると思います。では、科学的な根拠とは別に、実際はどうなのだという話もあると思います。ですので、特に音のことですので、活動はその範囲内で活動しますと、でも音というのは風とともに流れて行って、ちょっと科学的根拠とは想像もつかないところで音が出たりするときもある。そういったものも加味していただきたいということ

も再三再四申し上げているところであります。

ですので、今回に関して、いろいろそういったことも加味してコンターの線を引いたということだと思いますけれども、これはまさに状況によって、先ほど市川議員おっしゃったように、再編が起こったり、様々な状況によってこれは変わり得るよということであると思います。ですので、私はこれは今一過性のものといえますか、一時的にこういうふうな、現況はこうですよということで、現在こうですよということであって、変化するということが大前提になってきますから、それはその都度しっかり住民の声を聞き入れて調査をしてくださいよということをお私たちが申し上げるのは、これは当たり前のこと。それに対してしっかり対応するのは、これは国としてやっぱり国防の観点からも、また住民に協力をしていただくという部分では、これも至極もつともなことだと私は思っております。

ですので、今後とも議員の皆さんとともにしっかり国には、これが科学的な根拠は科学的な根拠として、それはある種の理解はあるけれども、でも住民の実際のところというのはこうですよと、そこには乖離があるときは乖離がありますと、隔たりがあるときは隔たりがあると、思いをしっかりと伝えていくのも政治の仕事です。一方で、やはりいろんな、繰り返しになりますけれども、住民説明会で得られた意見というものは、どういったものが町でできるのか、限られた中でしっかり対応してまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上です。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 変化に応じて対応していただきたいということを今述べられましたけれども、コンターの線引きというのが短い期間にいろいろ変わるというのは非常に不安定な、今後どうなるのだということになるので、あまり望ましいことではない。だからこそ、どういう展開があっても耐えられるコンターの線引きというのをしっかりと広めにとということになるのでしょうけれども、やるということが本当は必要だと私は思いますので、その点頑張ってくださいなというふうに思います。

次の第二種区域の移転の問題なのですが、これ、これまで若干の移転はあつ

たと聞いていますが、集落にかかるような移転というのは今回初めてで、町にとってはまさにこれまで経験のないことが今起ころうとしているということになると思います。第二種のコンターの線引きは、例によって科学的根拠という内容で地域を曲線で線引きをするという形になっておりまして、その形で移転区域が指定されれば、同じ集落で移転する区域と移転対象にならない区域というのが生じてしまうと。移転対象区域というのは、やっぱりそれだけ騒音がひどくて、住んでもらうには申し訳ないような地域だよということなので、当然移転できるということが望ましいことなのです。だから、そうして移転してしまえば、ただこれまでつくってきたコミュニティが全く違う形になってしまうと。

コミュニティというのは、やっぱり何十年、何百年、長ければ1,000年近く遡ることもできるのかもしれませんが。そこで培われてきて形成された。一度壊されたら、同じものをつくることはなかなか難しいというふうに思います。人間関係やそこで育まれている文化、そういったものが失われていくということになるわけです。これが時の流れで自然にそうなったというのだったら、また受入れ方は違うのだけれども、これ行政の施策によってそうなるということは、私はあってはならないことではないのかなというふうに思います。ですので、コンターがあるけれども、移転という大事業ということであれば、これやっぱりコミュニティを大事にする形で進められなければならないというのが基本的な考え方ではないのかなというふうに思いますが、その辺の認識をお聞かせください。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

まさに移転の部分、市川議員のおっしゃるとおりであると思います。やはり地域コミュニティが損なわれてはならないというのは私も同感であります。今回の小川原地区、向山地区に関しては第二種ということで、今新聞等によく出ている岡三沢は第三種で、絶対移転してくださいというような形になっていると思います。それとは違って、おのおのの判断で移転も可能ですよということであるというふうな認識をしております。とはいえ、様々ばらばらなことも考えられるわけで、そうやってきたときにやはり地域が分断されているよう

な、移転対象地域に指定されている地域というのは市川議員がご指摘された部分も大いにあり得ると思いますので、そこは危惧しておりまして、東北防衛局のほうにも再三そういった部分において、地域コミュニティーの分断がないように切に考慮してくれというふうな要望はしているところであります。

一方で、最初の答弁にも申し上げたとおり、その部分を留意しながら、この第二種の件に関しては個別相談をしっかりとしていかななくてはならないというふうに考えております。ですので、相談窓口を立ち上げながら、そこは東北防衛局さんと一体になって、住民にストレスを感じないような対応をしてまいりたいと思っておりますし、該当された地域の方々には説明会、また個別を通じてしっかりと思いを聞き取りながら対応してまいりたいと思っております。

これからいろんな説明会を開催していくに当たって、いろいろな住民の方々の意見が出てくると思います。先ほどから市川さんがおっしゃっているように、これがなかなか受け入れ難いものではあるけれども、でもやる部分に関してはやはり住民生活の安心、安全につながるようなものになっていかなくてはならないと。全くそのとおりでありまして、そういったことに議会の皆さんとも相談をしながら、どういったことができるかと、繰り返しになりますけれども、新たな例えば局面で、いろんな支えをできることがあるのかも含めて、当然予算がかかるかもしれませぬけれども、前向きに模索してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） どの町内会も、任意団体である町内会の担い手が不足していたり、また町内の中に独り暮らしの方が増えてきていたり、町内会の機能を維持するということに大変苦勞している時代になっております。行政の方向としても、そういう町内会を何とか支えよう、守り立てていこう、活気があるようにしていこうというのが行政の方向、今取り組んでいる方向だと思うのです。そうしたときに、防衛の仕事だからといって、一方で自治体が一生懸命取り組んでいることに水を差すようなことをやるというのは、これはやっぱり納得がいかない。現代感覚の行政をやるのであれば、そういう問題にもむしろ応えられるような内容での施策が必要だと私は思います。これも古いやり方で、科学的に線引いた、だからここまでなのだという、そこをやっぱり脱却して、

本当に行政がやった後はよくなるのだということが見えるような行政をやっていただくことを強く望みたいし、町としてもそういう働きかけをよろしく願いしたいと思うのですが。

最低限町として、東北町の住民、移転が対象となれば、これどこに移転してもいいわけですがけれども、やっぱり町の住民として、ずっと町に住んできたわけですから、町内で暮らせるような町としての働きかけ、お手伝いということをしっかりやるということの考え方をお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（田嶋 悟君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

恐らく市川議員は、とりわけピックアップするところ、移転ということに関してだと思います。そういうふうになってくると、そういった居住区を用意してくださいという、これはルールというふうにも伺っておりますので、当然町としてはそういった方々が困ることがないように、しっかり移転先等を提示、確保するというふうに努めてまいりたいと思います。

本当にこれから説明会をしていく中で、また説明会の中ではなかなか言いにくいことも、個々でいろいろ思いがある方々もたくさんあると思います。今町ができることは、やはり皆さんに寄り添いながら情報収集をすること、またその情報収集で出てくる様々な意見がある程度予測しながら、どういった対応ができるかということをしっかり前もって準備する段階も必要ではないのかなというふうに思っております。そういったことを担当課にしながらやってまいりたいと思っているのと同時に、やはり皆さんとともに国にしっかり働きかける。また、様々な議員の皆さんのアイデアもあるかと思えます。そういったこともいろいろお寄せいただいて、しっかりこういった部分をみんなで乗り切ってまいりたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（田嶋 悟君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 私もできるだけ、対象の区域に入っている者として、リアルな声を上げていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

次に、蛍光灯の製造終了に伴う問題についてですが、お話を聞くと、かなりの施設が更新が必要だというふうを受け止めました。製造が終わったからといって、すぐ蛍光灯が全部なくなるというわけではないのですが、やっぱり

困ったことが起こらないように、急いで対応していくことが大事だと思いますので、計画的に進めていただくことをお願いしたいと思います。

とりわけ私からお願いしたいのは、2点目の委託してある町の施設、これ委託された側は受益者ではあるのですが、さっきお話にもありましたように、施設によって様々状況に違いがあって、受益者で何とかしようというわけにはいかない状況だというふうに思います。物によっては建物自体の工事まで必要なような施設もあるように聞いております。ですので、町民が必要があって利用している施設、これについては、役場も重要だと思いますけれども、とにかく住民が困らないように町として責任を持って進めていくということをお願いして、私の質問を終了いたします。よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（田嶋 悟君）　これで10番、市川俊光議員の一般質問を終わります。